

【既存住宅瑕疵保険】 2024年冬の商品改定のご案内

2月1日付で実施する既存住宅瑕疵保険の商品改定の概要についてご案内します。

- 保険証券を先行発行できる対象に、保険料を口座振替払いとする事業者を追加します。(既存住宅瑕疵保険共通)
- 延長保証保険で、次の改定を行います。
 - > 増改築リフォームからの延長保証の提供ができるようになります。
 - > 2回目以降の保険利用時にも保険期間をキリよく調整できる取扱いを追加します。
- 大規模修繕かし保険で、保険事故ごと担保期間を5年間に短縮できる取扱いを新設します。

1. 与信事業者の対象拡大 (既存住宅瑕疵保険共通)

現在は、保険料の支払い前に保険証券を先行発行できる事業者の要件を、当社の瑕疵保険の一定件数以上の利用があることとしていますが、新築住宅の取扱いのない事業者も既存住宅瑕疵保険の利用開始時点から保険証券の早期発行ができるよう、保険料を口座振替で支払う住宅事業者を追加します。

現行		改定後
当社の瑕疵保険の一定件数以上の利用があること	⇒	(同左)
(追加)	⇒	保険料を口座振替で支払うこととしていること

(注) 保険料の支払いを銀行振込み等で行う場合は、従来通り、当社の瑕疵保険の一定件数以上の利用が与信扱いの条件となります。

これに伴い、新築瑕疵保険だけでなく、**既存住宅瑕疵保険も保険料は口座振替払いとすることを基本ルール**とします。

2. 延長保証保険関連の改定項目

◆ 増改築リフォーム保険からの延長保証保険の利用

新築からだけでなく、フルリフォームを行った住宅に長期保証をプラスし、適切なメンテナンスを行いながら長く住まうという選択を後押しできるよう、フルリフォーム等を行い、増改築リフォーム保険を利用した住宅についても延長保証保険を利用できるよう、対象住宅の範囲を拡大します。

メンテナンスコースの延長保証保険

現行		改定後
延長保証保険に加入中の住宅 その満了から5年以内の住宅	⇒	(同左)
(追加)	⇒	増改築リフォーム保険に加入中の住宅 その満了から5年以内の住宅

検査コースの延長保証保険

現行		改定後
延長保証保険に加入中の住宅	⇒	(同左)
(追加)	⇒	増改築リフォーム保険に加入中の住宅

(注) 1. 増改築リフォーム保険の加入住宅は、増改築リフォーム保険の満了日を10年満了日として扱うので、満了前にメンテナンス工事を実施する場合は、増改築リフォーム保険の満日の翌日から、延長保証保険の保険期間が開始します。

2. フルリフォームを行った旧耐震住宅は、フルリフォームの際に耐震改修工事を実施して、現行の耐震基準を満たしていることが必要です。

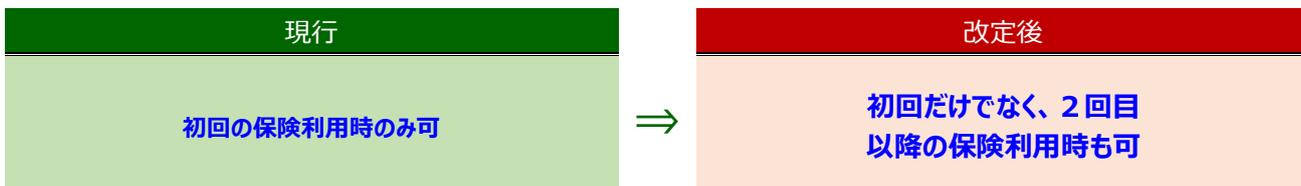
3. 母屋の増築を実施した場合は、同時に既存建物部分のフルリフォームを行い、建物全体の防水層を一新していることが必要です。

4. 新築した離れは、離れ単独で延長保証保険を利用できます。この場合の利用可能期間は新築住宅と同様です。

5. 検査コースの利用時は、増改築リフォーム保険の満了前に現場検査に適合することが前提ですが、その後も5年間は保険の利用が可能です。

◆ 保険期間をキリよく調整できる取扱いの対象拡大

現在は、初回の保険利用時には、現場検査の適合が 10 年満了日以降となった場合でも、保証期間の管理の平準化の観点から、保険の満了日を 10 年満了日前に現場検査に適合した場合と同日とできる取扱いがありますが、**2 回目以降の保険利用時にも同様の対応ができるよう、取扱いの対象を拡大**します。



(注) 2 回目以降の保険利用時における調整後の保険の終了日は、前契約の満了前に現場検査に適合した場合と同日となります。

3. 大規模修繕かし保険における担保期間短縮オプションの追加

大規模修繕かし保険では、外部鉄部の事故を除き担保期間を一律 10 年としていますが、保証期間を標準的なアフターサービス期間に合わせたいというニーズにも対応するため、**保険事故ごとに担保期間を 5 年間に変更できる取扱いを追加**します。ただし、この場合でも**保険料は担保期間を 10 年とする場合と同額**となります。



(注) 外部鉄部の防錆工事に関わる事故の担保期間は一律 3 年間です。

<本件に関する問合せ先>

受付センター	03-5408-8486	info@house-gmen.com
--------	--------------	---------------------